

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

平成29年度第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年4月20日(木)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(13人)

委員	1番	伊藤 昭博
委員	2番	南田 正孝
委員	3番	藤友 正男
委員	4番	小田原勝好
委員	5番	伊藤 忠治
委員	6番	荒瀧 穂積
委員	7番	立花 宏保
委員	8番	益永 透
委員	10番	原 恭博
議長職務代理者	11番	中村 家隆
委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則
議長	14番	中須 岩登

4. 欠席委員(1人)

委員	9番	中原 裕侑
----	----	-------

5. 議事録署名委員(2人)

委員	12番	植野 宣博
委員	13番	民法 正則

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	荻野 孝雄
農業委員会 主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は13名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第1回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。
議長	12番 植野委員と13番 民法委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。
事務局	議事日程 平成29年度第1回熊野町農業委員会中下記による事件を付議する。平成29年4月20日(木) 熊野町農業委員会議長 中須 岩登 日程第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第2 議案第2号 農地法第3条第の規定による許可申請について 以上になります。
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め、平成29年4月20日提出、熊野町農業委員会議長 中須 岩登 番号1、農地の所在、大字字 、地目、登記簿田、現況田、

	<p>面積 533 m²外 4 筆、権利、5 条有償移転、譲渡人氏名住所、 、 広島市 、譲受人氏名住所、 、東広島市 、転用目的、太陽光発電施設の設置、施設等、パネル 252 枚発電量 79.63 k w、転用理由、3 2 年間耕作しておらず、現状も山野となっ ており、農耕作をする為に自宅から通うには距離もあり体力的に続か ない。民家も無く、隣接者の同意も得ていることから太陽光発電設備を設 置したい。以上でございます。</p>
議長	<p>地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。</p>
	<p>委員お願いします。</p>
委員	<p>皆さん、おはようございます。それでは 議案第 1 号の</p>
	<p>さんの 5 条許可申請について、ご説明させていただきます。</p>
	<p>4 月 1 8 日(火)の午前に事務局の荻野さんと諏訪本さんと 3 人が現</p>
	<p>地調査に行ってきました。</p>
	<p>現地は、筆の里工房からゆるぎ観音までの途中にあります。現在は、</p>
	<p>休耕ということで雑木が生い茂っているような状態でした。</p>
	<p>転用につきましては、</p>
	<p>さんは、遠方にお住まいであり、</p>
	<p>耕作することが難しいため、</p>
	<p>へ譲渡され、太陽光発電をされ</p>
	<p>るということでございます。特に問題は無いと思います。</p>
	<p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>ここの一体はまだ一部だろうと思いますが、この場所は町がいろいろ</p>
	<p>と計画をたてておられます。第一弾と第二弾。</p>
	<p>基本的にはここは 3 0 年以上耕作していないという。私は前に中溝の</p>
	<p>担当でしたのでいろいろと調べておりました、上の方は城之堀の方が開</p>
	<p>拓に入っられて、戦前戦中は辛抱してがんばっられて、水の量</p>
	<p>は少しずつはあるのですが、やはり少ないと。</p>
	<p>町が公園の計画をたてているところですが、町の計画もまだ煮え切っ</p>

ていない。どういうものを作るか考えよるわけです。農業委員会とすれば農協との連携の中で県道のしっかりしたところに町の案内所も含めて作るべきではないかという考えもあるわけですよ。それは農産物だけではなくて、工房に行って頂くためにも県道を通して頂いてと。一休園があるでしょ。おか半や食べものを食べるところがあるわけですよ。ところが工房にはそういうところが無いという意見もありますが、お金をどれだけかけるかという問題も含めてですよ、どちらが急を要するかということですが、農業委員会も町の執行機関ですから、そういう要素も含めて、考えるべきだろうと。こういう風にどんどん歯抜けになりだすと、この一体が、現地では他でも残土を捨てている区域がありますよね。

さんという個人が さんから個人で3条の所有権移転を受けて、山になっておりますが、農地を取得されておられる経緯がある。農業委員会としてもこのエリアは重点的に考えていく必要があるのかなと。基本的には農地ですから、農家が法人を作られて農地整備をすればですよ、十分ほ場整備もできて補助金も出るわけですよ。実際に作る者がいないという実態もあるかもしれないけど、どこかに委託するとか、ひとつの熊野町としての農地のモデル地区にですね、若い人であつたりと。で、実は社会見学も今工房はだいたい5万人くらいしか入場者がいないんです。そりゃ工房に行くために来る人ですから。通りがかりで工房へ行こうという人はまずいないです。となると、熊野の筆も体験し、農業体験もできるというような非常にいい場所なんですね。ただ、土石流の関係は扇状地ですから危険な要素もあるわけです。そこらも踏まえてこの土地は新しい工作物としてできるのは初めてです。他は残土処分とか、農地として作られているのはずっと上のところにあります。それからご存じのように熊野の史跡としてゆるぎ観音があります。次は今、あこから赤穂峠にかけての山道を整備して広島湾岸トレイルというのが出来つつあります。これ外人も呼ぼうということになっています。

そういう意味では、所有者の意見は重々わかるのですが、これを見る限り相続で取得されておられる土地です。となると相続であれば農地法は手が届かんといいながら、ある程度、農作ができる人を相続しないと。これは別の要素なんですよ。いうのも踏まえてですよ、よくよく考

えるところだと思うんですよ。熊野町の考え方、ある意味では熊野町は熊野町土地開発公社はもっておりませんが、農業として信託事業、役場として農地を持つと。ようはバラバラになってまともな農地が作れん、こういう歯抜けがこれ以上進まんためにも町民が困ってらっしゃる、これ以上作れないという状況を町がいったん買い上げるというような仕組みもですね、今からは必要になってこようかと思われる。そこらも踏まえてよく考える場所だと。町の見解もあります、私は農地にして組合を、法人を作られて、法人であればまとまれば、しっかりお金が出ます。ほ場整備のお金も国から。まさに今、チャンスですよ。JAも全農も全部改革せにゃいけんですよ。アクセスがあり工房があれば、産業が農業と筆とそういう施設とがタイアップして全国でもめずらしい、この近辺でも人を呼ぶことのできるエリアになろうかと思えます。ちょっとその町の考えも調べていただいて、逆に言えば、委員としてもビジョンを持ってですよ、町民を説得せにゃいけんわけですよ。何ぼで買われるんか知りませんが、さんがあそこを持つことによってリスクが増える。これ農地が宅地に代わるんですからね。何が建つかわからんですよ。

委員

あこは何ができるんかの。話きいとるかね。

委員

あそこはかかって無いんじゃないけど。その下というか。

委員

かかってないといいながら、肝として、町はあこまでしかようせんだけですよ。本来はあそこ上までやるべきなんよ。一体的に。そりゃその方が絶対環境が良くなる。公園として。

委員

現地は全体としてがっそになっとるんか。

委員

もう草だけじゃない、木も生えとるし、大がっそです。

委員

いや、全体がそうよ。あの一角がね。ただ、これは4haくらいある

んですかね、まとまっているんですよ。山まで上げてったらもっと広がります。日当たりは良いのでブドウ園にしたら、ようできると思います。ここの要素は、呉地奥と同じ農業と産業と観光と大きな要素があるエリアだと思います。逆に町にこの値段なら買うという腹を出ささんといけん。後手、後手しちゃわからん。あとから歯抜けで農地整備できませんと言い訳さしちゃいけんのです。町のスタンスをここでもちょっと出していただいて、このエリアを町長もあちこちでわーわー言っておられるわけで、本当にどういうビジョンをもっておられるのかを、ここへ来てもらって説明してもらいたい思う。

委員 知らんもんが多いじゃないか。こがいなことをやるんじやいうのを。周知させんにやいけん、わしらも。

委員 少なし、このメンバーはしっとかんにやいけん。この農地をどうするかいうわしら審議をせんといかんわけですから。

委員 ここは全部農地かいの。

事務局 地目上は、農地です。

委員 今、あの周りでスクラップというか。

委員 そりゃ取り締まらんにやいけん。

委員 ごみを捨てているところがあるが、そういうところもあるんよ。これから先、そういうところが増えてきても困るし。今まだ3か所くらいじゃけど。

委員 そりゃ取り締まらんにやいけん。農業委員会として。

委員 それは地主さんが許可をしたら難しい。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	何年か前に世羅町へ農業委員会で視察したことがあるよね。16の農業関係だけで16団体が法人化しておった。研究してみてもどうか。
委員	いまあそこで農業法人が頓挫しているでしょ。経営の仕方。この問題も熊野といいながら熊野の人でない根のない人が法人化されてらっしゃる。やはり根をはやしてですよ、収支があうような農業をどうしたら良いかとした場合、やはり基本的には今の法人ですよ。安い融資を受けて、循環させていかにや。
委員	法人が回らないと駄目じゃけえの。
委員	町民がまた買うたげんにやいけんわけじゃけえの。消費者が。役場の前で朝市してもええかもしれんですよ。この間視察にいった大三島は私の恩師が建築家ですけど、ブドウ園しています。大三島の出身者が今治市長です。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	観音に行く途中ですが、あの谷けっこう大きな谷ですよ。
委員	おそらく東西が5～600メートルくらい、3～400メートルくらいあるよ。奥は1キロまでは無いかもしれん。
委員	ブドウ園は時間がかかるよ。 いや3年ありやできるよ。
委員	でも残土を全部どけにやいけんじゃろうが。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	ここはなだらかなところじゃあるが、ところでここは日は良く当たるん。太陽光は。
委員	夕方まで大丈夫と思う。
委員	こっち側の谷は良く日があたると思う。 土岐の城のこっち側は駄目じゃろうが。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
委員	少なし、今のところ、認識しましょうや。町の計画が今どうなっているのか、一体で開発した方がいい土地ですから。全体を、山の上まで。
議場	あなたは先生じゃけ、町長と話してええ方法を考えてくださいや。
委員	そりゃ考えるは考えるんですが、委員会はみんなの合意ですから。みんなの共通認識がたたんと。
委員	ほいじゃが、もう売っちゃるんじゃろう。
委員	いや、これが下りんにや。
委員	そりゃ、これが下りんにやじゃが、でも売るという話はいとるんじゃろう。
委員	そりゃ値段次第によっては、これは町が持つべきですよ。そういう計画を持つとるんじゃけ。
委員	町がやろう思ってもヘソを握られとっちゃあの。

委員	せっかく整備しよう思った公園がパーですよ。
委員	公園が出来んようになる。 それは、開発するとしたら、それは中止になるんですか。
委員	これまだね。私が概略聞いているのは、ここまで行かんということなんよ。それは度胸がないから。ただ、ここまでやって様子を見ようかのと。でもここへ10億くらい投資しようとしとるんですが、県道沿いに投資すべきなんですよ。工房があそこへ行ってぶーぶー文句言われたでしょ。あがいなところへ誰が行くんかと。県道通過される人が寄ろうかいうたら、やっぱり県道なんですよ。一旦寄ってみて、熊野はこういうところかい、それじゃどこへ行ってみようかのと、また今度はどこへ行ってみようかのとか、いう場所がまず要るんですよ。
委員	ほりゃほうじゃのう。歳をとって乳母車を押しながら山の上へ上がるいうことはまず無いんじゃけえの。上がることを前提に考えんにやいけんいうことになれば、そりゃちょっと難しいじゃろうのう。
委員	まだ、町は煮詰めてない。ただ、その中でも工房というのは、大事な施設なんですよ。ある意味じゃ。熊野の筆の産業をね、伝統を見せていくために。で、その一体であるあの土地は、やっぱりかけがえのない、あの池からのロケーションはすばらしいでしょ。熊野としてもひとつの目玉となる場所になるんですが、その中の一体のエリアの中のここが、駄目になる。 地主の気持ちを汲んであげれば、なんぼかでも。農業委員会の百姓が買い取られてもいいじゃないですか。こういう施設にせんと。 農地でするなら3条でいけますよと、農業委員会で守っていかないと。
議長	言いたいことはわかりますが、地主さんも女の人農業できん人もおっ

	<p>てじゃろうと思うが。</p> <p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
委員	<p>名前からしても相続で土地を取得されたと想定できるんですよ。そりゃ調べて買われたかもしれませんが。結局、百姓できる土地ではない、道具が無い方が相続された土地が今からどんどん増えてくると思われるんですよ。そうなったのを今から宅地にせんざるを得ないとなると、歯抜けになってまともな農地が作れんとなるわけですよ。</p> <p>防波堤になる手法とすれば、公共であり、公共に通じるところが所有権を持っておくべきだと思います。そんなに欲を張ってないと思いますよ。業をいっておられるわけですから。</p> <p>熊野のためになるんなら、寄付をしましょう言いんさるかもわからん。</p>
議長	<p>ほいじゃが、中間管理機構にあずけても、中間管理機構から借り手がなかりうじゃん。</p>
委員	<p>そのための組織を。</p>
議長	<p>中間管理機構へ預けても。それを耕して木を切って耕作する人がおらんよのう。</p>
委員	<p>第一弾は、まずこの場で町の開発計画をみんなが聞くと。私は議員は議員の立場でまた聞いてみますよ。ただ、ここは農業委員の立場ですから。</p>
委員	<p>特に書類上は、これはこれで不可いうことは可能なんですか。</p>
委員	<p>再審議でしょう。これは。</p>

委員	駄目いうんじゃないくてですね。
委員	こういう事業との絡みもあるし、組み合わせんと。
委員	町の方針と要は総計ですよ。外を固めていかれたら、何も出来んですよ。本当に熊野の農地として整備をしていくべきか。 (その他多数の者から発言あり。)
委員	町の考え方を聞いてみたらいいのではないかと思う。
委員	それが一番だと思うが、決まっちゃおらんのじゃろ。
委員	決まっちゃおらんでも考え方はこうじゃとこの農業委員会で聞いてみるんでいいんじゃない。
委員	一般調書で演説しておらんじゃない。 (その他多数の者から発言あり。)
委員	筆の里工房の近くへ町がいろいろなものを計画しておるという話は、各地区の懇談会の話で出ておるはずですよ。 (その他多数の者から発言あり。)
委員	そんなのはわかる。詳しいのをここで説明してもらえばいいじゃない。公なんじゃけ。
委員	あそこへ農地にしても獣害が多いど。太陽光ならイノシシが来んわ。
委員	農地を買うというのが前提なんですけど、要はその前にも町の方針とし

<p>事務局</p>	<p>事務局より議案の朗読をさせます。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め る。</p> <p>平成 29 年 4 月 20 日提出、熊野町農業委員会議長 中須岩登 番号 1、農地の所在、平谷、地目、登記簿田、現況田、面 積 495 m²外 5 筆、権利種別、3 条有償移転、譲渡人氏名住所、 歳、廿日市市、申請事由、労働力不足による、譲受人 氏名住所、歳、熊野町、歳、熊野町 、申請事由、経営規模の拡大 番号 2、農地の所在、初神、地目、登記簿畑、現況畑、面 積 292 m²、権利種別、3 条有償移転、譲渡人氏名住所、 歳、滋賀県、申請事由、労働力不足による、譲受人氏名住所、 歳、熊野町、申請事由、経営規模の拡大 番号 3、農地の所在、字登岐平、地目、登記簿畑、現況原 野、面積 384 m²、権利種別、3 条有償移転、譲渡人氏名住所、 歳、熊野町、申請事由、労働力不足による、譲受人氏 名住所、歳、熊野町、申請事由、経営規模の 拡大 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。 番号 1 を 委員お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>1 4 日に事務局と現地に行きました。さんは、 さんの長男で譲渡人のさんはさんの相続という ことで平成 19 年 2 月 15 日に相続された土地で自己保全ということにな んとかならんかということで一生涯懸命されたが、このたびさ さんが耕作されておられる田んぼの下で自己保全いうても、木が生えてお って、先日行くとシルバーさん 1 0 名くらいにお願いされて一斉にきれ</p>

	<p>いになっているのを確認しました。 さんが分家の分までいっしょに刈って足を悪くされ分家の分まで出来なくなったんで、平谷の一番一等地の良いところを荒らす訳にはいかんということで、じゃ、わしが元気なうちはわしがやろうということで、去年から水稻を植えておられ、今年もがんばっているし、 さんは実際には広島の廿日市の方に住んでいて、子供はあそこに住んでいるけどありゃあ農家でないのでほっとられるわけです。ということで、 さんがシルバーさんをやってきれいにするということのうちへ来られちゃったです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号2と3を 委員お願いします。</p>
委員	<p>4月14日に現地調査に行っまいりました。まず、番号2の方なんですけど、この土地は、今回、譲受人になります さんの自宅の西隣となりまして、以前からこの農地を借りられて野菜を作付けされておられます。譲渡人は、今現在、県外へおられるのですが、もとは初神の出ですが、耕作できないということで、今回の譲渡となりました。特に問題は無いと思います。</p> <p>次に番号3の方ですが、同じく14日に現地調査を行ってきました。登記簿上は畑になっていますが、もう山から竹が生え、竹林状態という現状です。今回、 さんの方が買われるということなんですけど、譲受人が下の土地と隣接しておりますので、いろいろと便利が良いといういことで申請が出ております。両方とも特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p>
委員	<p>鯉の上ですね。</p>
委員	<p>養魚場の上よ。また、養魚場が大きくなるんかと思って。</p>
議長	<p>うちの方も使ってくれば良いのですが。</p>

議場	1と2・3を一括とさせて頂きたいと思いますがよろしいですか。 (異議なしの声あり。)
委員	1番の場所はどこになるん。の。 (その他多数の者から発言あり。)
委員	団地の下よ。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は 承認することに決定しました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 次回農業委員会は 5月22日(月)午前9時から 開催予定です。 議案については 5月12日以降に事務局より配布予定です。 以上をもちまして、平成29年度第1回熊野町農業委員会を閉会しま

	す。
--	----